

役員報酬規程

平成17年6月27日制定

(総則)

第1条 財団法人蛋白質研究奨励会(以下「奨励会」という。)寄付行為第20条の規程に基づき、奨励会の役員の報酬に関しては、この規程に定めるところによる。

(役員の定義)

第2条 この規程に定める役員とは、寄付行為第14条の規程に基づく役員のうち常勤の理事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員の報酬は、奨励会の予算の範囲内において支給することができる。

- 2 役員には、基本給以外の賞与及び諸手当は支給しない。
- 3 報酬は、月額とする。
- 4 報酬の額は、月額100,000円とする。

(報酬の支払い)

第4条 報酬の支払いは毎月24日とする。ただし、その日が休日であるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

- 2 役員の報酬は、役員の希望により銀行振込により支払うことができる。

(報酬月額の日割計算)

第5条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 月の初日以外及び月の末日以外の日において就任又は退任した役員の報酬は、当該月における勤務に要する日に応じた日割計算によるものとする。
- 3 前項の規程にかかわらず、月の途中で死亡した役員に対する当該月分の報酬月額は全額を支給する。

(退職金)

第6条 役員への退職金は支給しない。

附 則 この規程は平成17年7月1日から適用する。